

2003年5月19日

国民生活審議会消費者政策部会
部会長 落合 誠 一 様

委員 浅岡 美 恵

21世紀型の消費者政策の在り方について（案）についての意見

1、消費者の権利と消費者団体の役割に関して

(1) 消費者政策の実効性確保のために、第4章第5節で、消費者団体訴訟制度について、「早急に導入することが必要」との立場を明らかにすることに賛成する。

但し、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度について言及するにとどまっておらず、被害救済にふれていないのは不十分である。特に、少額消費者被害については、個別的な被害救済が困難であるため泣き寝入りしてしまう傾向にある（46ページ）ことが、こうした被害を減少させず拡大している元凶である。そのため、EUでは消費者団体の被害救済活動が制度化され広がっている。日本においてもこのことはより深刻な共通の課題である。

そのため、「特に、消費者被害が多発している現状にかんがみると、まず、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要」として、その後の課題としての位置づけをしておくべきである（49ページ）。
また、その検討について、「差止についての消費者団体訴訟制度の検討にあたっては」としておくべきである。

(2) 市場メカニズムの活用のための基盤整備として、消費者団体に、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが重要であり、また、個々の消費者の被害救済を支援する役割を果たすことも重要とされた（47ページ）ことは当然である。

こうした消費者団体の役割は消費者契約法の適用領域にかぎられるものではなく、また、それが絵に画いた餅にとどまらないためには、制度化されて政策展開され、実効性をもつものとなる必要がある。

そのために、第2章第1節2（11ページ）に、消費者の権利として位置づける内容に、「消費者利益の擁護のために消費者団体を組織して行動できるとすること」を加え、第2節、3（2）（14ページ）において、「消費者団体の役割の内容」として、「消費者利益の擁護のための訴訟活動」を盛り込んでおく必要がある。

(3) さらに、第4章第2節「違法・不当行為の抑制と監視」について、「消費者による監視」として、「行政による監視体制を補完するものとして、個々の消費者の目の活用を掲げるにとどまっている（43ページ）が、このような消費者団体の役割と活動にて

らし、ここに、消費者個人にとどまらず、消費者団体の役割を位置づけるべきである。

その場合、消費者個人及び消費者団体について、「行政による監視体制の補完」としてのみ位置づけるのではなく、公正で透明な市場の形成のための「消費者の視点に立った市場の監視者」として位置づけることが必要である。

- (4) このような消費者団体の役割が十分に発揮されることが、市場の監視および透明で公正な市場の形成や市場ルールの整備に不可欠であり、かつ、消費者の権利実現に努めるべき(12ページ)とするその具体的な行動の代表的な活動である。

しかし、日本の消費者団体はこのような役割を担うには、組織及び活動において十分でない。環境分野では、地球環境及び地域環境の保全について、92年に地球環境基金が創設され、これまで不十分ながらも草の根の環境団体も含め、多様な環境保全活動に取り組む団体を財政的にも支援してきており、近年、その成果があらわれつつある。消費者利益の擁護にかかる分野においても、団体訴権の導入とあわせて、同第3節 消費者の権利実現のための環境整備のなかに、消費者利益の擁護活動支援基金の創設を加えるべきである。

- 2、消費者が自立して自由で公正な選択を行うために、情報へのアクセスのための基盤整備が重要である。

そのために、事業者の責務において、「消費者からの質問に対する適切な応答」を加えるべきである(13ページ)。

また、行政は、「消費者への情報提供」だけでなく、「消費者の情報へのアクセスのための制度整備」を加えるべきである。

公益通報者保護制度のあり方についても、消費者が十分な情報を得て、事業者や商品を選択することに資するためであることが、消費者利益の擁護についてかかる制度を検討する重要な理由であることを踏まえるべきである。

- 3、消費者の安全確保の政策において、リコールの制度化について、「新たな製品」だけを対象として、現在の製品については除外しているとすべきでない。最近でも風呂の設備については是非が議論されているところである。

- 4、消費者政策の展開、第4節 「消費者トラブルの簡易・迅速・廉価な解決の必要性について、ADR及び裁判所で解決される問題について、「消費者トラブル」との表記は適切でなく、「消費者被害」と記述すべきである。また、消費者被害裁判制度が消費者にとってより活用しやすいものとなり、裁判所へのアクセス向上のために、弁護士報酬の敗訴者負担制度は、パブリックコメントの指摘を受けて、消費者被害の救済事案において最も不適切な分野であることを確認すべきである。

- 5、行政の推進体制について、これまでの議論を反映させた記述とし、事業者と消費者との調整を行う行政から、これを一元化して、消費者重視への事業活動への転換を図ることが不可欠である。中間報告の記述を本案のように本後退させる理由が不透明である。